

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業所等の人員設備及び運営に関する条例制定に係る意見募集の実施について

ご意見の募集期間

平成24年9月12日（水）から平成24年10月12日（金）

問い合わせ先
健康福祉部長寿介護課介護保険係
電話 0993-22-2111（内線 254）

本市では指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業所等の人員，設備及び運営に関する条例制定について市民の皆様の意見を募集します。

指宿市が制定する条例

- (1) (仮称)「指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」
- (2) (仮称)「指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

1 この条例の適用を受けるサービス（地域密着型サービス）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成24年4月創設）
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護（予防含む）
小規模多機能型居宅介護（予防含む）
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス（平成24年4月創設）

2 条例制定の背景

地域密着型（介護予防）サービス事業所の人員，設備及び運営に関する基準等については，現在厚生労働省令で定められていますが，「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い，厚生労働省令を基準として，市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとなりました。

条例を制定するに当たり，市民の皆さまからのご意見を募集します。

3 条例の制定について

条例を定めるにあたって介護保険法や厚生労働省令で定められていた基準は，「従うべき基準」，「標準」，「参酌すべき基準」の3種類に分類されました。

本市では，「従うべき基準」，「標準」については，現行の基準のとおり条例に盛り込むものとし，「参酌すべき基準」については，現行基準を変更しても適正な運営が可能で改正することが望ましい点があれば検討していただきたいと考えておりますのでご意見を募集いたします。

「従うべき基準」	現行の法令の内容に従う
「標準」	通常よるべき基準としつつ、合理的理由の範囲内で変更可能
「参酌すべき基準」	現行の法令の内容を十分参酌し市独自の内容を定めることが可能

4 意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、「指宿市パブリックコメント制度実施要綱」に基づいて取り扱い、市条例の制定の参考にさせていただきます。なお、個々のご意見に対する回答は行いませんのでご了承ください。